

信託法の「別段の定め」と「定め」ができる条文 を詳解した初の書籍！ 226 の条項例を収録！



民事信託の 別段の定め

実務の理論と条項例

弁護士・駿河台大学特任准教授

金森健一 著

2022年3月刊 A5判 448頁 定価4,950円(本体4,500円) 978-4-8178-4789-8 商品番号:40848 略号:別段

【条項例の一例】

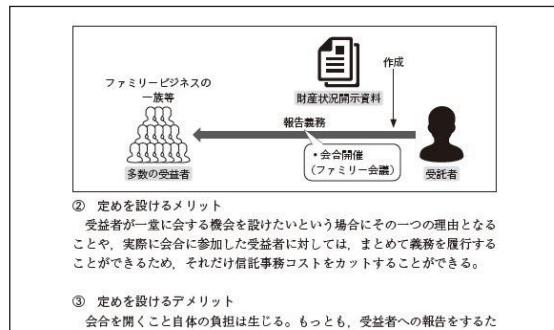
條項例 27

受託者は、信託法第37条第3項が定める受益者に対する報告については、受益者全員が出席する会合にて行うものとする。ただし、その会合に出席をしなかった受益者に対しては、財産状況開示資料の交付をすれば足りるものとする。

① 定めを設ける必要が想定される状況

受益者が多数存在する信託、例えば、親族内の議決権割合を維持するため自社株式を信託財産とし、議決権行使は受託者に委ね、会社からの余剰金については受益者に交付するといった信託の場合、各人の相続開始により、受益者が増加することが想定される。そのような場合に、財産状況開示資料の交付といった書面報告にとどめることも考えられるが、あえて、報告会を行いうといった方法も考えられる。

例えば、ファミリービジネスにおいて、株主が分散しているものの、会社に対する一族の影響力を維持したいという場合には、たとえば年1回はファミリー会議を開くこととし、その機会に、信託法37条3項が定める受益者への報告を行うことなどが考えられる。



- 信託会社勤務経験もあり、大学で教鞭を執る著者が、経験に基づき、条項例の理論と実務についてメリット・デメリットを比較して、図解付きでわかりやすく解説。

- 「ファミリービジネスの維持」「不動産賃貸の事業承継」「未成年の受益者」「障がい者の『親なき後問題』」「金融機関との関係」… 民事信託契約での様々なケースを想定した、わかりやすい **226** の条項例を収録。

弁護士・司法書士など民事信託業務を受任される方に必携の一冊。

こちらから詳しい目次が
確認できます！→

